

第5問 答案用紙<1>
(民法)

問1

1. Bは、Dに対し、①譲渡担保権の効力が木材に及ぶこと、および、②譲渡担保権の効力が、Dの差押えに優先することを、主張することが考えられる。

2. ①Bの譲渡担保権の効力

まず、Bの譲渡担保権は、Aの甲倉庫内における一切の物品という集合物を目的物とする。

このような集合動産に対する譲渡担保も、所在場所や量的範囲などにより、目的物の範囲が特定される場合には、直接排他的支配は可能であり、一個の集合物として譲渡担保の目的となると解する。

本問においては、Aの甲倉庫内と所在場所が限定され、また、甲倉庫内にある一切という定め方で譲渡担保が及んでいる量的範囲も明確であることから、目的物が特定されているといえ、Bの集合動産譲渡担保権は有効である。

そして、Dの差し押さえようとする木材は、Aの甲倉庫の中にある一切の物品であるから、Bの譲渡担保権の効力が及ぶ。

3. ②Bの譲渡担保権の優先性

次に、本件木材は、DがAに売却した動産であり、動産売買先取特権(311条5号)が及んでいるとも考えられ、Bの譲渡担保権との関係が問題となる。

この点、判例は、集合動産の譲渡担保権者が、集合物について占有改定の方法により引渡しを受けると、「第三取得者」が「引き渡し」(333条)を受けたものとして、動産先取特権は追及力が制限され消滅する、とする。

しかし、譲渡担保は、債権担保を目的とするものであるから、譲渡担保権者が、目的物の「第三取得者」と解することは妥当ではない。

また、占有改定という不完全な公示手段により、集合動産の譲渡担保権の効力のみが及び、動産先取特権が消滅すると解することは、動産先取特権者に酷な結果となる。特に、本問においては、Bが譲渡担保権を行使して1000万円を回収した後、Dが動産売買先取特権により500万円の代金回収の途が残されている場合であり、動産売買先取特権が消滅することは妥当ではない。

そこで、両担保権の競合を認めた上で、譲渡担保権者が動産先取特権者に優先するにとどまる、と解するべきである(334条類推適用説)。

以上から、本問についてみると、譲渡担保権者Bが動産先取特権者Dに優先し、Dの差押えはBとの関係では効力を生じないと、Bは主張することができる。

第5問 答案用紙<2>
(民 法)

問 2

1. Cが、履行期から9年経過した2009年5月1日にBに対して300万円を支払った行為は、時効中断事由たる承認にあたる(147条3号)。そこで、Cの保証債務の消滅時効(167条1項)は中断し、Cは残額を支払う必要があるようにも思われる。しかし、時効中断の効果は当事者及びその承継人についてしか及ばず(148条)、また、保証債務につき時効中断事由があっても、主たる債務の時効は中断しないので(457条1項反対解釈)、主たる債務者は時効を援用することができる。そして、設問前段においては、主たる債務者が、主たる債務につき消滅時効を援用することにより、確定的に主たる債務は消滅すると解される。したがって、Cは、主たる債務の消滅時効を援用して付従性(448条)による保証債務の消滅を主張することにより、Bの求めに応じて残額を支払う必要は無い。

2. 時効を主張するためには、当事者が援用しなければならない(145条)。ここにいう「当事者」とは、時効により直接利益を受ける者をいうと解されるが、保証人は主たる債務が消滅することにより、付従性により保証債務も消滅するという直接の利益を受けるので、援用権者たる当事者にあたる。そうすると、保証人は主たる債務の消滅時効を援用して、保証債務の消滅を主張し得ることになりそうである。もっとも、主たる債務の消滅時効完成後に主たる債務者及び保証人が保証債務を承認したような事情があれば、保証人がその後に主たる債務の消滅時効を援用することは信義則(1条2項)に反し、許されないと考えられる。

設問後段において、保証人Cは債権者の求めに応じてとりあえず債務承認をしたにすぎないので、このようなCが主たる債務の消滅時効を援用したとしても信義則(1条2項)に反するとはいえない。したがって、Cは、主たる債務の消滅時効を援用して付従性(448条)による保証債務の消滅を主張することにより、Bの求めに応じて残額を支払う必要は無い。

第6問 答案用紙<1>
(民法)

問1

1. Cは、Aに対して709条に基づいて、損害賠償請求をすることが考えられる。請求の内容としては、財産的損害として入院・治療費として支出した300万円があげられる。なお、711条によれば被害者の近親者について固有の慰謝料請求権が認められており、さらに711条所定の者以外の者であっても、711条に列举された者と実質的に同視できる身分関係が存在し、甚大な精神的苦痛を受けた者には、711条の類推適用によって慰謝料請求が認められる(判例)。しかし、単なる婚約者である場合、711条列举者と実質的に同視できる身分関係が存在するとは言えず、慰謝料請求は認められないと考えられる。

2. これらのCの請求に対して、本件交通事故におけるAとCの婚約者であるBとの過失割合は、5対5と認定されていることから、Aからは過失相殺(722条2項)の主張をすることが想定される。このようなAの主張が認められるか、いわゆる被害者側の過失について過失相殺が可能か問題となる。

この点、直接被害者本人ではないが、被害者と身分上ないし生活関係上一体をなすとみられる関係にある者の過失は、被害者の過失と同視して過失相殺の主張が認められると解する(判例)。なぜなら、このような一定の関係にあり、被害者の内部関係として処理することが妥当と考えられる場合にまで、全ての損害を加害者に賠償させるのは、損害の公平な分担を図る過失相殺の趣旨に反するからである。

3. これを本問についてみると、BとCとは婚約中であって、事故の1ヶ月後という間近に婚姻届の提出を控えていたとはいえ、未だ婚姻関係にないBとCとは、身分上生活関係上一体をなすとみられる関係にあるといえない。したがって、Cの過失は、被害者Bの過失と同視することはできず、Aの過失相殺の主張は認められない。

第6問 答案用紙<2>
(民法)

問2

1. EはBの子であることについて死後認知をうけているため、出生時からBの子と認められる(784条本文)。また、胎児は損害賠償の請求権については生まれたものとみなされる(721条)。そこで、Eは、Aによる交通事故とDによる医療過誤によってBを死亡させたという共同不法行為により、Bから扶養を受ける利益の喪失および慰謝料の全額について賠償を請求することが考えられる(719条1項前段、711条)。

また、胎児は相続についてはすでに生まれたものとみなされる(886条1項)。そこでEは、Bが上述のADによる共同不法行為により取得した財産的損害賠償請求権および慰謝料請求権を相続したとして、Dに対し、当該権利の請求をなすことが考えられる。

2. このようなEの主張に対し、Dは、Aとの間には共同不法行為成立の要件たる「関連共同性」が認められないとして、719条1項前段の成立を否定し、自己の医療過誤により生じた損害についてのみ賠償責任を負うとの反論をなすことが考えられる。しかし、「関連共同性」については、各行為者間に共謀ないし共同の認識ある必要はなく、客観的な関連共同、即ち各人の行為が社会観念上一個の行為と認められれば足りると解すべきである(判例)。なぜなら、被害者救済を厚くした同条項前段の趣旨に鑑みれば、主観的な関連共同まで要求すべきではないからである。このように解すると、Aの交通事故とDの医療過誤はBの死亡という結果をもたらした社会観念上一個の行為ととらえることができる。したがって、AD間に共同不法行為が成立すると解する。

さらに、Dは、共同不法行為が成立するとしても、AB間の交通事故において被害者(側)のBの過失が認められ、その過失相殺を主張して賠償額が減額されると反論することが考えられる。

しかし、損害の公平な分担を図る過失相殺制度の趣旨からは、共同不法行為者の一人が、他の不法行為者と被害者(側)の過失を斟酌して過失相殺することは認められるべきではない。したがって、Eは損害額の全額の請求をなしうると解する。

3. 次に、Dは、Bは死亡時には権利主体でないことから、死亡による損害賠償請求権を取得せず、その相続もあり得ないと反論することが考えられる。しかし、相続人の保護の観点から被害者は損害賠償請求権を一旦取得し相続人はこれを相続し得ると解すべきである(判例)。

さらに、Dは、慰謝料請求権は一身専属的(896条但書)であるとして、EはBの取得した慰謝料請求権(710条)を相続することはできないと反論することが考えられる。

しかし、慰謝料請求権も相続し得ると解すべきである(判例)。被害法益は一身専属的であっても、請求権それ自体は単純な金銭債権であり、相続が否定される理由はないからである。

4. 以上より、Eは、1. で論じた全ての損害賠償請求が可能である。